

【任意継続用】被扶養者届に関する提出書類一覧（日本国内に住民票がない場合） 全2ページ

1. 被扶養者の範囲

- (1) 日本国内に住所を有する方
 - (2) 日本国内住所を有しないが、日本国内生活の基礎があると認められる次の方
 - ア. 外国において留学をする学生
 - イ. 外国に赴任する被保険者に同行する方
 - ウ. 観光、保養またはボランティア活動その他の就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方
 - エ. 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、イと同等と認められる方
 - オ. ア～エに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方
- ※ その他、被扶養者として認定されるには、暦年(1月～12月)の総収入が次の基準を満たすことが前提となります。
- ◆ 60歳未満：130万円未満 ◆ 60歳以上または障害年金受給者：180万円未満 * 収入とは、課税・非課税にかかわらず、交通費等の諸手当を含む総収入をいいます。
 - ◆ 共通：被扶養者の収入年額が被保険者(社員本人)の収入年額の2分の1未満

2. 扶養認定対象外となる方

- (1) 海外居住の理由が就労の方
- (2) 日本国籍を有しない方で、在留資格が次の特定活動の場合(日本国内に住所を有している方を含む)
 - 病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動
 - 上記の医療を受ける活動を行う方の日常生活の世話をする活動
 - 一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

3. 国内居住要件に係る提出書類一覧

1～(2)に該当する方は、下表<ア～オ>のうち該当するものを「被扶養者異動(増)届」に記載し、必要な提出書類を添付して下さい。
併せて、『4. その他の提出書類一覧』に記載のある書類が必要です。
提出する書類が外国語で記載されている場合は、和訳を添付し、翻訳者の氏名・住所を表記してください。
「1. 被扶養者の範囲」及び下記ア～オのいずれにも該当しない方は、扶養申請対象外となります。

海外居住の理由		提出書類(どれか一つ)
ア	外国において留学をする学生	査証(写)、学生証(写)、入学証明書(写)、在学証明書(本紙)
イ	外国に赴任する被保険者同行する方	査証(写)、海外赴任辞令(写)、海外の公的機関が発行する居住証明書(写)
ウ	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方 【具体例】ワーキングホリデー制度を利用して渡航する方、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限がある方	査証(写)、ボランティア派遣機関の証明(本紙)
エ	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方であって、イと同等と認められる方 【具体例】 ・海外赴任中に生まれた被保険者の子ども ・海外赴任中に現地で結婚した配偶者 ・海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写
オ	ア～エに掲げる方のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎が認められる方	個別に判断

4. その他の提出書類一覧

* 「3. 国内居住要件に係る提出書類一覧」と「4. その他の提出書類一覧」で書類が重複する場合は、1通で構いません。

提出書類	今回申請する被扶養者(家族)の続柄 (75歳未満)	同一世帯でなくてもよい							書類の 取付・照会先
		配偶者	新生児(出生時)	18歳未満	18歳以上学生	18歳以上学生以外	兄弟姉妹・孫	父母・祖父母	
共通	基本の書類(同時に提出) 健康保険被扶養者異動(増)届 扶養事実申立書兼誓約書 マイナンバーのわかる書類(付番されている場合) (退職時に認定されている家族は不要) ・マイナンバーカードのコピー又は個人番号通知書コピー等	●	●	●	●	●	●	●	勤務先事業所の 人事部門
		●	●	●	●	●	●	●	
		●	●	●	●	●	●	●	
	配偶者が被扶養者ではない(注1) (被扶養者認定されていない)	●	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	配偶者が保管
世帯	◆被保険者(社員本人)と別居 ※A・Bの2点必要	●	●	●	●	●	●	●	被扶養申請 対象外 ・被保険者が保管 ・居住国の 自治体等 ・市区町村
	◆被保険者(社員本人)と同居 ※Bのみ必要	●	●	●	●	●	●	●	
① 学生	有効期限が記載されている学生証(写) または 在学証明書(本紙)	●	●	●	●	●	●	●	被扶養者が保管 ・学校
② 有職	現在収入あり ※C・Dの2点必要 ※複数の勤務先がある場合は 全て必要	●	●	●	●	●	●	●	勤務先

裏面に続きます。

提出書類 ※共通欄及び①～⑩のうち、今回申請する被扶養者(家族)に該当する全ての書類をご準備下さい。 ※提出書類は最新のものがが必要です。 ※提出する書類が外国語で記載されている場合は、和訳を添付し、翻訳者の氏名・住所を表記してください。			今回申請する被扶養者(家族)の続柄 (75歳未満)					同一世帯でなくてもよい			同一世帯が要件		書類の 取付・照会先
			配偶者	新生児(出生時)	18歳未満	18歳以上 学生	18歳以上 学生以外	兄弟姉妹・孫	父母・祖父母	配偶者の父母・子	伯叔・姪	父・伯叔母	
②	有職	勤務形態の変更 ※ 暦年(1月～12月)の年間収入が認定基準額内となる見込みの場合に申請可能 ※ E～Hの4点必要	E. 健康保険資格喪失証明書(本紙) ・社会保険加入者のみ F. 雇用契約書(写) G. 給与支払・支払予定証明書(本紙)(注3) ・当年分の証明が必要 H. 変更前の当年中の給与明細(写)全て ・受取者、支払者、支払年月、支払額がわかるもの ・G. に当年1月以降全ての給与等が記載されている場合はH. は不要	●		●	●	●	●	●	●	●	勤務先
③	無職	当年中に退職/前年に退職	退職日が記載されている給与所得の源泉徴収票(写) (注2)	●		●	●	●	●	●	●	●	前勤務先
		前々年以前から継続して無職	最新の課税・非課税証明書(本紙) または 所得証明書(本紙) ・収入金額の記載があった場合には、その収入金額の内容がわかる証明書が別途必要(退職日が記載されている給与所得の源泉徴収票(写)等) ・金額表記が「*****」のものは受付不可 〔無収入であっても市区町村役場で申告を行い「0円」と表記されたものを取り付けて下さい。〕 ・所得金額のみで収入金額が記載されない場合は、最新の住民税決定通知書(写)が別途必要	●		●	●	●	●	●	●	●	市区町村
④	雇用保険	受給中/請求中/受給予定 請求予定/受給終了	雇用保険受給資格者証(全ページの写)	●						●	●	●	ハローワーク
		受給期間延長	雇用保険受給期間延長通知書(写)	●						●	●	●	●
⑤	年金	受給中	年金額決定・改定通知書(写) または 年金振込通知書(写) ※ 年金の種類、年金額、受取者がわかる最新のもの ※ 年金の源泉徴収票は不可 ※ 無職の場合は非課税証明書等が必要(③無職欄参照)	●		●	●	●	●	●	●	●	・年金事務所 ・共済組合
		申請中/これから申請する	年金見込額照会回答票(写) または 年金額試算書(写)、年金額試算結果(写)	●		●	●	●	●	●	●	●	●
⑥	休業中の給付金等		給付金決定通知書(写)等	●						●	●	●	・勤務先 ・ハローワーク
⑦	自営業・個人事業収入、農業、不動産、配当、その他資産収益等 ※ I・Jの2点必要		I. 確定申告書(写)(注4) J. 収支内訳書(写) ※ 当年途中から事業を開始した等、確定申告書等の実績がない場合は、申請不可となります。 (翌年に確定申告をしてから申請して下さい。)	●		●	●	●	●	●	●	●	・被扶養者が保管 ・税務署
⑧	自営業・個人事業を廃業 ※ K～Mの3点必要		K. 廃業等届出書(写)(注4) L. 廃業した年の確定申告書(写) M. 収支内訳書(写)または 損益決算書(写)	●		●	●	●	●	●	●	●	・被扶養者が保管 ・税務署
⑨	他の健保組合等の資格を喪失したとき (任意継続等)		健康保険資格喪失証明書(本紙)(注5)	●		●	●	●	●	●	●	●	前健康保険組合
⑩	同一世帯に被保険者及び配偶者以外の扶養能力者がいる場合(兄弟姉妹等)		扶養能力者の収入を証明する書類 ・給与所得の源泉徴収票(写)、課税証明書(本紙)等		●	●	●	●	●	●	●	●	・勤務先 ・市区町村
⑪	外国人の場合		在留カード(写)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	法務省入国管理局

(注1) 被保険者(本人)と配偶者の収入比較のために必要です。夫婦共働き(共同扶養)の場合のご家族は、被保険者本人と配偶者の収入を比較して退職後の収入の多い方の扶養となります。退職後、被保険者本人の収入は給与収入が0円となるため、他の収入(年金等)がある場合を除き、ご家族(特にお子様)に関しては配偶者の扶養へ異動いただくこととなります。

(注2) 手書きのものは、発行した事業所の公印が必要です。(公印のないものは証明書として認められません。)

(注3) 「給与支払・支払予定証明書」を取得する場合は、当組合の指定フォームで取得してください。

「給与支払・支払予定証明書」の指定フォームについては所属している事業所の人事部門へお問い合わせ頂くか、当組合のホームページから入手し、被扶養者(家族)の勤務先で当年分の証明を受けて下さい。

(注4) 税務署の受付印のあるものの写し(e-Taxの場合は受付日時・受付番号のある控え)を提出してください。

(注5) 被保険者(社員本人)以外の方の扶養家族として加入していた場合または今回申請する被扶養者(家族)が被保険者本人として加入していた場合に必要です。

* 国内居住要件の他に収入などの扶養認定基準全てに該当しなければ、扶養認定不可となります。

上記の国内居住要件に該当しているだけでは扶養認定できません。

* 被扶養者認定を受ける際は、認定基準を満たしていることを書類等により被保険者が自ら証明しなければなりません。

また、書類の入手に係る費用は被保険者負担となります。

* 被扶養者資格の確認に際し、健康保険組合が追加書類が必要と判断したときには、別途証明書のご提出を求めることがあります。

* ご提出いただいた書類は資格確認を行うために使用するものであり、目的外に使用することはありません。また、原則として返却いたしません。

* 提出する書類が外国語で記載されている場合は、和訳を添付し、翻訳者の氏名・住所を表記してください。

《照会先》 東京海上日動健康保険組合 適用チーム

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル5階

【外線】03-6630-3723 【内線】79246-310-311 (平日9:30～12:00、13:00～16:30)

(2023年10月)